

## 国民年金コーナー

### 国民年金保険料の追納をお勧めします！

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予などの承認を受けた期間があるときは、保険料を全額納付したときと比べて年金額が少なくなります。

この免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から追加で納付(追納)することができ、それにより受給する年金額を増やすことができます。

保険料の追納を行うには申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

#### ◆追納に関する注意事項

- ・追納は納付書でのみ支払いが可能です(口座振替などはできません)。
- ・原則古い期間から納付していただきます。
- ・追納ができる期間は、追納が承認された月の前10年以内の期間に限られています。
- ・免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降の保険料を追納する場合には、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

#### ◆今年度中に追納する保険料

下表のとおりです。

#### ■今年中に追納する場合の保険料額

対象年度	定額保険料	全額免除 納付猶予	4分の3免除 (平成18年7月～)	半額免除	4分の1免除 (平成18年7月～)
平成16年度分	13,300円	14,750円	—	7,370円	—
平成17年度分	13,580円	14,790円	—	7,390円	—
平成18年度分	13,860円	14,840円	11,130円	7,420円	3,710円
平成19年度分	14,100円	14,880円	11,150円	7,440円	3,710円
平成20年度分	14,410円	15,000円	11,250円	7,500円	3,750円
平成21年度分	14,660円	15,070円	11,300円	7,540円	3,760円
平成22年度分	15,100円	15,340円	11,500円	7,670円	3,830円
平成23年度分	15,020円	15,130円	11,340円	7,560円	3,780円
平成24年度分	14,980円	14,980円	11,230円	7,490円	3,740円
平成25年度分	15,040円	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円

※表中の□の部分の保険料額には、一定の加算額が含まれています。

☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434

☎町民生活課 ☎72-6933

#### ◆その他

※要約書および地図・図面などの交付は行っていませんので、ご注意ください。

オンラインにより交付請求された登記事項証明書などを証明サービスセンターで交付する取り扱い(センター交付方式)も行っていきます。

☎024-96214505  
☎福島地方務局郡山支局